新 潟 労 働 局
Niigata Labour Bureau

Press Release

長岡労働基準監督署発表
令和８年１１月５日（木）

令和８年１１月５日
【照会先】
長岡労働基準監督署
副　　署　　長　上野　　響
第一方面主任監督官　井本　守昭
電話番号　0258-33-8702（直通）

報道関係者　各位

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ ８か月分の賃金不払いの疑い ～

長岡労働基準監督署（署長 釣井　拓矢）は、本日、中華料理おがわの代表者を、最低賃金法違反の疑いで新潟地方検察庁長岡支部に書類送検しました。

【事件の概要】
労働者１名に対し、令和７年９月分から令和８年４月分までの８か月間の定期賃金（約124万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

１　被疑者

（１）中華料理おがわ　代表者Ａ

２　違反条文

最低賃金法違反
同法第４条第１項（最低賃金の効力）
同法第40条（罰則）

３　被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Ａは労働者１名に対する令和７年９月分から令和８年４月分までの賃金（定期賃金合計約124万円）を、所定支払日に、新潟県最低賃金（令和７年10月１日までは時間額985円、同月２日以降は時間額1,050円）以上の金額を支払わなかった疑いがあるものです。（最低賃金の不払額としては、約112万円）

【参照条文】

最低賃金法

第四条（最低賃金の効力）

１　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第２項以下略

第四十条（罰則）

第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。